

佐賀県多重債務者対策行動計画

平成19年8月

佐賀県多重債務者対策会議

策定の趣旨

わが国が豊かな国となって約30年。この30年間にはオイルショックやバブル経済の崩壊があったものの、国民の家計収入は2倍以上に増えてさらに豊かになりました。

一方で、収入よりも先に消費する生活スタイルが定着し、国民総計の住宅ローンが14兆円から170兆円に、消費者信用が5兆円から60兆円に急増しており、現在、全国ベースでの消費者金融の利用者は1,400万人を超え、そのうち返済困難な多重債務状態にある人は230万人とも言われています。

このように社会問題化している多重債務者問題に対応するため、国では多重債務の原因になる高金利の是正や、借り過ぎ防止のため、年収の3分の1を超える借入を禁止する総量規制の導入など、貸金業法等の改正を平成18年12月に行いました。

このことにより、新たな多重債務者の発生は抑制されることが期待されますが、一方では既に借金の返済に追われて新たな借金を繰り返している多重債務者が今後制度改正によって借入が難しくなり、ヤミ金融に手を出してしまうなどさらに窮地に立たされることも考えられるなど、既存の借り手対策が急務となっています。

国では、この借り手対策として、国・自治体及び関係団体が一体となって実行する「多重債務問題改善プログラム」を平成19年4月に策定し各自治体に取り組の強化を要請しています。

本県では、この「多重債務者問題改善プログラム」の趣旨も踏まえ、県内の多くの多重債務者が生活に行き詰まることがないように、関係機関・団体が一体となって多重債務者問題の改善に取り組むため、「佐賀県多重債務者対策行動計画」を策定することとしました。

佐賀県における現状と課題

本県においては、消費生活センター及び各市町の消費生活相談窓口に寄せられる多重債務に係る相談は、年間2,000件以上（平成18年度）で、年々増加傾向にあります。

また、多重債務者は全国で230万人とも言われています。本県の人口は全国の0.7%であること、県内の過去7年間の自己破産申し立て件数は約1万3,000件で全国の1.0%であることなどから推測すれば、県内には約1万4,000人以上の多重債務者が存在することになります。さらに、県内の経済的理由による自殺者数は年間70人以上もあり多重債務者問題は非常に深刻な状況となっています。

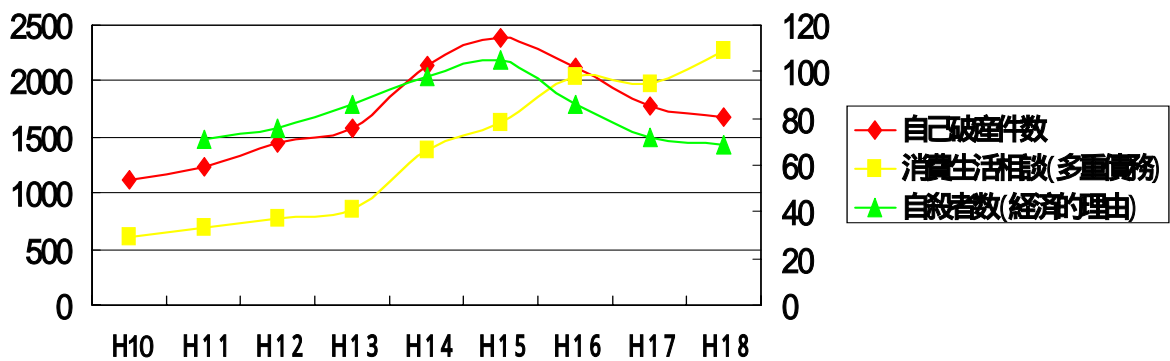
これまで、県では消費生活センターにおける相談について年末年始を除く毎日受け付けるなど県民の利便性向上のための対策、より専門性を活かした適切な相談処理が可能となるよう相談業務を外部委託するなど、相談体制の強化を図ってきたところであり、また、市町においても専門の相談

員を配置した相談窓口を全市町に設置するなど体制の強化を行ってきました。

しかしながら、多重債務者問題については、相談件数が多く、かつ増加しており社会問題として拡大しているため、今後、一層対策の充実・強化が必要な状況となっています。

また、多重債務者問題については、単に債務を整理すれば解決できるものではなく、相談の過程においてギャンブル依存症、DV（ドメスティックバイオレンス）問題など多重債務者が抱えている多種多様な問題が表出するケースも多々あるなど、総合的に問題の解決が図られる必要があることから、関係機関・団体が一体となった効果的な取組を行うことが必要となっています。

佐賀県の多重債務問題の現状



- 潜在的な多重債務者 推定1万6,000人(全国で230万人)



多重債務対策の抜本的かつ総合的な対策が必要

多重債務者問題に向けた取組

(1) 基本的な考え方

社会問題化している多重債務者問題に対し、関係機関・団体が緊密な連携のもと一体的にその対策に取り組むことが重要です。多重債務者が抱えている多重債務以外の問題も含め総合的に問題の解決が図られ、どこにも相談できずに生活に行き詰まっている多重債務者を相談窓口へ誘導し適切な債務整理、生活再建が図られるよう、以下の具体的な取組みを着実に実行することとします。

なお、現在の制度や体制でも創意工夫により実行できることから取り組むことが重要であり、当面の取組み事項を明確にします。また、実行するためには今後内容の検討を要する事項については関係機関・団体が密接な連携と情報共有を行い実効ある対策を検討することとします。

(2) 具体的な取組

相談窓口の充実・強化、窓口のPRの強化

多くの多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まることがないように、県及び市町における消費生活相談窓口の充実・強化を推進します。多重債務相談に対し丁寧な事情の聴き取りや具体的な債務整理方法のアドバイスを行い、単に「弁護士会」、「司法書士会」を紹介するだけに止まらず、確実な債務整理に繋げるきめ細かな相談処理を行います。また、関係する相談機関等との連携を図り、多重債務者が抱える多様な問題に的確に対応する相談体制の充実・強化を推進します。

また、何処に相談すればいいのかわからない、知らないという多重債務者が多くいるという状況を踏まえ、相談窓口に関する情報が得られるよう多重債務者等に向けて情報提供方法を工夫し積極的な窓口のPRを行います。

【具体的対策】

- (ア) 県及び市町の消費生活相談窓口において、多重債務者の状況（債務額、借り入れ理由、収入・財産の状況等）について十分な聴き取りを行い、債務整理に関する適切な助言を行うとともに、精神的に追い詰められている多重債務者には「借金は必ず解決できる」ことを説明し安心させるなど丁寧に事情を聞いてアドバイスを行います。
- (イ) 多重債務者が確実に債務整理を行うよう、相談窓口において弁護士会、司法書士会へ相談の予約を行うことを基本とし、確実な債務整理に繋げる。さらに、実際に相談者が債務整理の相談に行ったかどうかの確認を行うなど、多重債務者へのフォローを的確に行います。
- (ウ) 多重債務者が抱える多様な問題に対応し、的確に専門の相談窓口へ誘導するため、関係する相談窓口（くらしの安全安心課、精神保健福祉センター、アバンセ女性総合相談等）の連絡会議を開催し相談員相互の連携・情報共有を図ります。
- (エ) 県の相談窓口において、債務整理の相談だけでなく、必要に応じ生活支援カウンセリングを行う多重債務相談専任相談員の設置について検討を行います。
- (オ) 貸金業協会において債務整理に関する相談を受け付けた場合には、債務整理に関する適切なアドバイスを行うとともに、確実な債務整理に繋がるよう必要に応じて弁護士会、司法書士会等への誘導を行います。
- (カ) 市町における消費生活相談窓口の充実・強化を要請します。（本県においては、既に全市町において専門の相談員を配置した相談窓口が設置されていますが、相談日数について更なる充実・強化を要請します。）
- (キ) 既存の県広報媒体（県民だより、県広報番組等）、各市町広報媒体を始め、各種マスメ

ディアを利用した多重債務問題、相談窓口のPR活動を積極的に行うとともに、街頭での啓発チラシの配布活動も行います。

- (ク) 県内遊興施設（パチンコ店、公営ギャンブル施設等）等への相談窓口啓発チラシの設置・配布を要請します。
- (ケ) 県内貸金業者に対し、貸し出し窓口等において多重債務状態になった場合の相談窓口に関する啓発チラシの設置を要請します。

多重債務者の掘り起こし（発見）

多重債務者は自分が多重債務状態に陥っていることを自覚していない人が少なくないと言われています。また、自覚していても、そのことを恥と感じ誰にも相談できずに一人で悩んでいたり、家族にも知られたくないと多重債務を隠す人もいます。

このように相談窓口へ自発的に行けない、または相談窓口の存在自体を知らない多重債務者を掘り起こし相談窓口へ誘導することは多重債務者対策に非常に重要なことです。

住民との面会・面談等の接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）機能が発揮できる関係機関・団体の職員が、多重債務問題についての共通の認識を持ち、多重債務者を発見した場合には可能な限り相談窓口へ誘導するなど連携した対応を行います。

【具体的対策】

- (ア) 県税事務所職員、県営住宅の家賃徴収員等の研修会、各種会議等において、多重債務問題の重要性、債務整理方法、相談窓口等に関する説明・勉強会等を行うことにより多重債務者の相談窓口への誘導に繋がる知識の普及を図ります。
- (イ) 県社会福祉士会が主催する福祉士等を対象とした研修会、各種会議等において、多重債務問題の重要性、債務整理方法、相談窓口等に関する説明・勉強会等を行うことにより多重債務者の相談窓口への誘導に繋がる知識の普及を図ります。
- (ウ) 公租公課や県営住宅の家賃等の滞納整理業務により多重債務者が発見された場合には、本来業務に支障がない限りにおいて多重債務者を相談窓口へ誘導することに努めます。
- (エ) 社会福祉士が本来業務において、多重債務者を発見した場合には、本来業務に支障がない限りにおいて多重債務者を相談窓口へ誘導することに努めます。

市町に対する多重債務者対策の要請及び支援

消費者金融などの返済に追われる多重債務者は、同時に家賃や水道・電気などの光熱費、公租公課を滞納しているケースが少なくありません。さらには経済的に破綻することが原因での

DV(ドメスティクバイオレンス)や児童虐待等の家庭問題など多様な問題を抱えるケースが表出することもあります。

住民に最も身近な市町においては、住民の様々な問題に直面する多くの部局において生活に困窮している多重債務者を掘り起こす(発見する)機会があり、その機会を捉えた対策を効率的・効果的に実施することが期待されます。

市町において多重債務者対策を推進するために必要な支援を行うとともに、住民が気軽に相談できる窓口の充実・強化の推進について要請するなど県及び市町が連携した取り組みを行います。

【具体的対策】

(ア) 市町における多重債務者対策協議会(会議)の設置について要請し、県において必要な支援を行います。

(・ H19.8.8(予定) 多重債務者対策に関する市町消費者行政担当者会議)

(イ) 市町における消費生活相談窓口の充実・強化を要請します。(再掲)

(ウ) 市町において円滑な多重債務相談が行えるよう市町消費生活行政担当者及び消費生活相談員を対象とした研修会を実施します。

(・ H19.5.16(実施済) 市町消費者行政担当者及び消費生活相談員研修
・ H19.9.4(予定) 多重債務シンポジウム(仮称)
・ H19.11(予定) 市町消費者行政担当者及び消費生活相談員研修
・ H20.2(予定) "

(エ) 弁護士会、司法書士会においては市町が設置運営する多重債務者対策協議会(会議)への参画、講師派遣等の要請に積極的に応じるなどの支援を行います。

公的セーフティーネット貸付等の利用促進の検討

多重債務者の債務整理とあわせて、あくまでも多重債務問題の解決のひとつとして、セーフティーネット貸付けの提供についての検討が必要です。他地域における先進的な事例の研究・調査及び、県内において、高リスク者へセーフティーネット貸付けを行う主体となりえる機関・団体についての情報収集等を引き続き行います。

また、借りられなくなった人に対する既存の公的セーフティーネット(生活福祉資金等)の利用促進が十分図られるよう、相談窓口等と公的セーフティーネット貸付け主体との連携について検討をします。

【具体的対策】

(ア) 生活福祉資金等の適正な利活用促進のため、民生委員等への制度の周知徹底を各種の機会を捉えて行うとともに、一般県民への制度の周知を図ります。

- (イ) セーフティーネット貸付けについて、先進事例の調査・研究、相談窓口等と連携した取り組みについて引き続き検討を行います。

ヤミ金対策の促進

改正貸金業法によって、貸金業者が高リスクの人に貸付をおこなわないことが予想されるなか、このような借りられなくなった人がヤミ金被害に遭うことが予想されます。ヤミ金被害に遭うと多重債務者だけでなく、その家族の生活にまで影響し多くの不幸を生み出すこととなります。このようなヤミ金被害により生活が破綻することがないように、警察によるヤミ金対策の推進に資するよう、相談窓口等と警察との連携した取り組みを促進します。

【具体的対策】

- (ア) 消費生活相談窓口寄せられる相談において、ヤミ金である可能性が高い場合は、相談者に警察への相談を促すとともに、本人の意向を確認のうえ、所轄の警察署及び県警本部（警察相談）に情報提供を行います。
- (イ) 県警本部、各警察署相談担当者と県及び各市町消費生活相談員等との多重債務、ヤミ金融相談に関する情報交換会を実施し、連携したヤミ金・多重債務者対策を行います。
- | | |
|--------------|------------------|
| ・ H19.11（予定） | 警察署相談員との情報・意見交換会 |
|--------------|------------------|

金融経済教育の推進

多重債務者発生防止のための金融経済教育の推進は極めて重要です。学校（高等学校等）現場での十分な金融経済教育の取り組み等について検討するとともに、成人向け金融経済教育（出前講座）を充実させます。

【具体的対策】

- (ア) 学校教育において、ホームルーム等での金融知識に関する学習の実施を依頼するとともに、弁護士会、司法書士会及びくらしの安全安心課で実施する消費者教育講座（出前講座）の積極的な活用を県内各高等学校等に要請する。
- (イ) 県で実施する成人向け金融経済教育（多重債務問題に係る出前講座）について県内企業・事業所及び関係機関・団体に社員研修等の一環として実施するよう要請し、着実に実施します。
- (ウ) 地域で生活に関する相談に応じる民生委員等に対する多重債務問題に関する金融経済教育（多重債務問題に係る出前講座）の実施について関係機関・団体との連携を図りながら充実に努めます。

対策会議による多重債務者対策推進の取組

多重債務問題が深刻な社会問題であり、その解決が健全な社会の形成に極めて重要です。関係機関・団体が連携して取り組みを行うことにより、一般県民等に広く多重債務者対策の重要性、早急な対策推進の必要性を訴え、周知を図ることより、今後の多重債務者対策の一層の推進に資することとします。

【具体的対策】

- (ア) 多重債務問題シンポジウムの開催（弁護士会、多重債務対策会議の共催）
 - ・ H19.9.4（予定） 基調報告、パネルディスカッション等
- (イ) 多重債務無料相談会の実施（県、弁護士会、司法書士会の共催、）
 - ・ H19.9～12（予定）
- (ウ) 年末多重債務啓発キャンペーンの実施（啓発チラシ配布、特別相談会の実施 等）
 - ・ H19.12（予定） 啓発チラシの街頭配布、無料相談会、生活支援カウンセリングの実施

その他の取組

- (ア) 債務整理を行う弁護士会及び司法書士会において、多重債務者が適切に債務整理を行えるよう、相談費用の無料化、債務整理を行う際の具体的な費用の目安の公開、着手金の分割払いでの受任などの対応について検討を要請します。
- (イ) 相談窓口等において貸金業者の違法な取立てなどの法令違反に関する相談がある場合は、貸金業者の指導・監督を行う県商工課への情報提供等により、適切な業者指導に繋がります。

行動期間と進行管理

上記の対策については、関係機関・団体が綿密な連携をとって直ちにに取り組むこととし、改正貸金業法が完全施行される3年後までを目処に行動期間として実行します。

上記対策以外で、今後、本行動計画以外で多重債務者対策として有効であると考えられる対策が検討された場合には、随時、行動計画に盛り込み、取り組みを実施します。その際、必要に応じ対策会議を開催することとします。

本行動計画の着実な実行を確保するため、事務局（くらしの安全安心課）においては、各対策の進捗状況のフォローアップを行います。また対策の進捗が図られない場合には必要に応じ関係機関・団体と協議を行い対策の再検討を行います。